

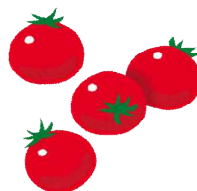
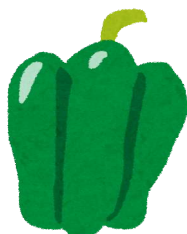
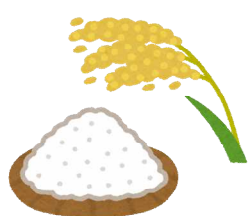
三春町 農業者支援ガイドブック 【令和7年度版】



本ガイドブックは、三春町、福島県、三春町地域農業再生協議会の農業者に関する令和7年5月現在の主な支援制度をまとめたものです。各支援制度の詳細は、担当機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

町	三春町産業課農林グループ	電話0247-62-2112
県	福島県県中農林事務所農業振興課	電話024-935-1308
再	三春町地域農業再生協議会 (三春町産業課農林グループ内)	電話0247-62-2112



令和7年6月発行
三春町 産業課 農林グループ
〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1-2
TEL 0247-62-2112 FAX 0247-61-1110
受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝は除く)

区分	担当	事業名	対象者	事業・制度内容	補助金額等
機械・施設	町	農業近代化基盤整備事業補助金	集落、認定農業者	農業生産用機械（トラクター、乗用型田植機、防除用動力噴霧機、コンバインなど）の購入費及び農業用施設（育苗施設、栽培施設など）の設置費を支援します。	補助率 1／3以内 補助上限額 40万円
	町	6次産業化・農商工連携推進事業補助金（機材等導入事業）	農業者（個人又は法人、任意団体）、商工業者等	6次化商品を生産するために必要な機械設備、器具備品等の購入費を支援します。	補助率 1／2以内 補助上限額 20万円
	町	遊休農地等利活用促進交付金	農業者、農業法人	遊休農地の再生利用を促進するため、機械（バックホウ、ブルドーザ、草刈機等）の借り上げに要する経費を支援します。	交付対象経費の額または、10アールあたり5万円の助成単価に遊休農地の面積を乗じて得た額のいずれか低い額
	町	スマート農業推進事業補助金	農業者、農業法人	農業生産性の向上、農業経営の安定と効率化を図るため、スマート農業（ドローン、自動灌水システム等）の購入費を支援します。	補助率 1／3以内 補助上限額 30万円
	町	地域計画担い手支援事業補助金	認定農業者、農業者等	地域計画に位置づけられた担い手の農業用機械（トラクター、コンバイン等）の購入費を支援します。	○認定農業者 3/10以内（上限100万円） ○耕地面積1ha以上の農業者 1/10以内（上限50万円）
	県	地域計画担い手確保支援事業	認定農業者、新規就農者等	地域計画に位置づけられる担い手等が経営規模の拡大等を行う場合に、機械・施設の導入を支援します。	補助率 3／10以内 補助上限額 180万円
	県	産地生産力強化総合対策事業（園芸）	受益農家3戸以上	作付面積・生産量の拡大、省力化、品質向上のための初期生産資材、農業機械、施設化や高品質安定生産を図るための装置等の導入、水源確保（井戸掘削）等を支援します。	補助率 1／3以内等 ※メニューにより異なる
経営	町	農業者収入保険加入促進事業補助金	収入保険加入農業者	自然災害や農産物価格低下などのリスクに備えるため、収入保険の保険料の一部を支援します。	補助率 1／10以内 補助上限額 3万円
	町	大型特殊運転免許取得費補助金	認定農業者、新規就農者、集落営農組織構成員※耕地面積が30アール以上	農耕用車両を所有、または取得予定であり、大型特殊免許やけん引免許を取得するために必要な費用を支援します。	補助率 1／3以内 補助上限額 3万円
	町	新規就農者支援事業補助金	認定農業者、農業法人	担い手の確保・育成を図るため、60歳未満の農業就農者の研修を受入れる農家を支援します。	月額3万円（1人） 最長2年間
	県	第三者認証GAP等取得促進事業	農業者	GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP、FGAP（ふくしま県GAP）等の認証取得や継続に係る経費を支援します。	補助率 定額
生産	町	優良基礎雌牛導入事業補助金	畜産農家	肉用牛繁殖農家が町内外から優良基礎雌牛を導入する費用を支援します。	補助率 1／3以内 補助上限額 1頭30万円
	町	乳牛増頭対策事業補助金	畜産農家	酪農家が乳用牛を導入する費用を支援します。	補助率 1／3以内

	担当	事業名	対象者	事業・制度内容	補助金額等
	町	自給粗飼料増産対策事業補助金	畜産農家	粗飼料生産の安定的な確保を図るため、草地更新に係る資材等の購入経費を支援します。	補助率 1/2 以内 補助上限額 10aあたり 15,000円
新規就農	町	新規就農者等住居費補助金	新規就農者	50歳未満で独立・自営就農する新規就農者に、家賃を補助します。	家賃月額の1/2以内 上限2万円（最長2年間）
	町	新規就農者応援給付金	新規就農者	65歳未満で独立・自営就農する新規就農者に、給付金を交付します。	1年目 30万円 2年目 20万円 3年目 10万円
	県	新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）	認定新規就農者	50歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者等、一定の要件を満たす者を対象に機械・施設等の導入を支援します。	3/4（上限750万円ただし、経営開始資金の交付対象者は、上限375万円） ※本人負担分については融資を受けていること ※取組計画に応じた事業採択方式
	県	新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）	認定新規就農者	就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者で、一定の要件を満たす者を対象に資金を交付します。	補助額 12万5,000円（月額） 最長3年間
	県	新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）	研修期間中の研修生	就農予定時の年齢が50歳未満の農業研修生で、一定の要件を満たす者を対象に資金を交付します。	補助額 12万5,000円（月額） 最長2年間
高付加価値	町	GAP認証取得支援事業補助金	農業者（個人又は法人、任意団体）	農業生産工程管理（GAP）の認証取得及び更新に要する費用（ハウスや植物工場のほか、農業用施設）を支援します。	補助率 1/2 以内 補助上限額 15万円
	町	6次産業化・農商工連携推進事業補助金（商品開発等事業）	農業者（個人又は法人、任意団体）、商工業者等	6次化商品の自ら開発又は改良に要する費用、パッケージデザイン製作に要する費用などを支援します。	補助率 1/2 以内 補助上限額 20万円
	町	6次産業化・農商工連携推進事業補助金（販売促進支援事業）	農業者（個人又は法人、任意団体）、商工業者等	6次化商品の販路開拓等のための広告宣伝などに要する費用を支援します。	補助率 1/2 以内 補助上限額 20万円
環境保全	町	環境保全型農業直接支払事業	農業者が組織する団体	環境保全型農業として国際水準の有機農業や化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減する取組と合わせて緑肥等に取り組む団体等に補助します。	有機農業 14,000円/10a その他（緑肥の作付け、堆肥施用）
再生協議会	再	水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）	販売農家、集落営農組織	水田を活用して、麦、大豆、飼料用米等の戦略的作物を生産する農業者に対し、交付金が交付されます。	（例）飼料用米の場合 55,000円～ 105,000円等 ※メニューにより異なる
	再	畑作物の直接支払交付金（水田・畑地共通：グタ対策）	播種前契約に応じた販売目的で生産する認定農業者等	麦、大豆等を水田・畑地へ作付けする農業者に一定の条件のもと交付金が交付されます。	（例）大豆の平均交付単価 免税事業者の場合 9,840円/60kg等
	再	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者	米等の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、申請者と国で拠出した積立金から補填金が交付されます。	補助額 （（標準的な収入額）－（生産者の収入額））× 0.9

	担当	事業名	対象者	事業・制度内容	補助金額等
	再	飼料用米生産拡大推進事業	農業者（個人、法人）	水田の有効活用を推進するため、水田活用の直接支払交付金を申請し、飼料用米を10アール以上作付けした農業者に対し、交付金が交付されます。	多収品種の場合 20,000円/10a 一般品種の場合 10,000円/10a
地域保全・活性化	町	鳥獣被害防止電気柵資材購入業補助金	集落営農組織	鳥獣被害防止対策（電気柵資材購入）購入に係る費用を支援します。	補助率 1／2以内 補助上限額 20万円
	町	新規狩猟者育成事業補助金	新規狩猟者	狩猟免許を取得後、町鳥獣被害対策実施隊として、有害鳥獣捕獲に従事する者が、狩猟免許を取得するために必要な費用を支援します。	○狩猟免許取得 10/10以内（上限2万円） ○猟銃等所持許可 1／2以内（上限3万円）
	町	町民農園開設促進事業補助金	農地所有者	耕作放棄地の拡大を抑制するため、農地所有者による町民農園の開設等（農機具置場、休憩施設等）に係る経費を支援します。	補助率 1／2以内 補助上限額 10万円
	町	中山間地域等直接支払交付金	集落組織	中山間地域の集落における農地保全活動及び整備活動に対し、交付金を交付します。	（田）10aあたり 21,000円/8,000円 （畑）10aあたり 11,500円/3,500円 ※単価は傾斜によって異なる。
	町	多面的機能支払交付金	集落組織	農地・農村の有する多面的機能の維持・向上を図る地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保安全管理を推進するため、地域農業者等で構成された活動組織に対し、交付金を交付します。	（例）農地維持支払交付金 田3,000円/10a 畑2,000円/10a 資源向上支払交付金（共同）田2,400円/10a 畑1,440円/10a

※JA福島さくらでは、独自の「農家応援団事業」により、集落・担い手等、稲作農家、園芸特産農家、畜産農家に対する支援を行っています。詳しくは、西部営農経済センター（電話0247-61-1112）にお問い合わせください。

農業制度金融のごあんあい

○農業近代化資金

農業者等が農業経営の近代化を図るのに必要な長期で低利な資金です。

取扱機関は、【農協、銀行、信金、信組等】ですので、直接お問い合わせください。

種 類	対象者	内 容	貸付額等
施設等資金 （1号資金）	認定農業者、 農業法人、集 落営農組織	畜舎、果樹棚、農機具その他農産物の生産、流通、加工に必要な施設の改良、造成、復旧、取得のための長期で低利な資金です。	（例）認定農業者 償還期限 15年以内 貸付利率 1.8% 個人貸付限度額 1,800万円
果樹等植栽育成資金 （2号資金）	認定農業者、 農業法人、集 落営農組織	果樹、多年生草本、桑、花木その他永年性植物の植栽、育成に必要な長期運転資金です。	（例）認定農業者 償還期限 15年以内 貸付利率 1.8% 個人貸付限度額 1,800万円
家畜購入育成資金 （3号資金）	認定農業者、 農業法人、集 落営農組織	乳牛その他の家畜の購入、育成に必要な長期運転資金です。	（例）認定農業者 償還期限 7年以内 貸付利率 1.8% 個人貸付限度額 1,800万円
長期運転資金 （5号資金）	認定農業者、 農業法人、集 落営農組織	農業経営の規模拡大、種苗、肥料の購入等、その他農業経営の改善に必要な長期運転資金です。	（例）認定農業者 償還期限 15年以内 貸付利率 1.8% 個人貸付限度額 1,800万円